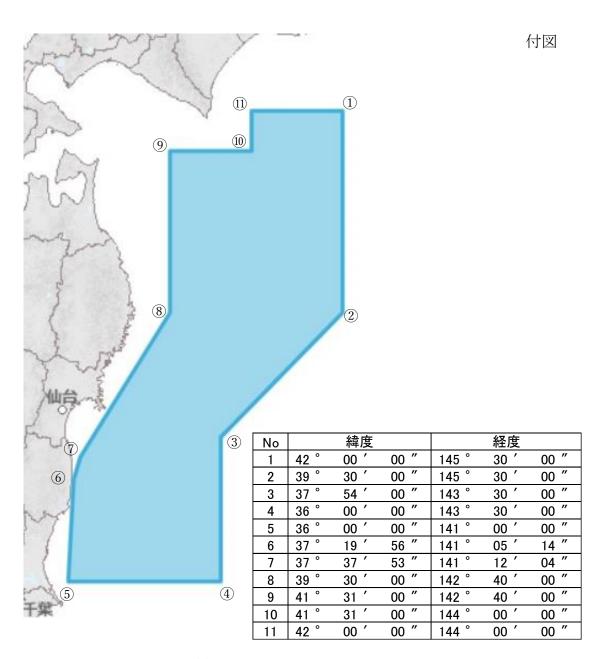
公 示

水路業務法(昭和25年法律第102号)第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年12月2日

海上保安庁長官 瀬口 良夫(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (1) 名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
- (2) 住 所 東京都港区虎ノ門二丁目 10番1号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1)区域 下北沖および福島浅海域(別添付図のとおり)
- (2)期間 令和6年12月11日~令和7年1月14日
- 3 水路測量の実施方法 音波探査、シングルビーム測深機による測深
- 4 航行船舶に対する安全措置
- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令55
 - 号) 第六条に定める標識を掲揚
- (2) 水路通報、第一管区水路通報、第二管区水路通報



背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan